

富山県告示第277号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年5月30日

富山県知事 石井 隆一

1 起業者の名称

高岡市

2 事業の種類

高岡市立野村小学校体育館改築及び駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡市野村地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市野村地内の土地を起業地とする高岡市立野村小学校体育館改築事業及び駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、市立野村小学校における体育館の改築及び職員等駐車場の整備を行うものであり、土地収用法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じるとともに、整備後においても既存の施設と一体的に管理することとしており、本件事業を

遂行する充分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市立野村小学校の体育館については、昭和45年に建設され築後43年を経過し、構造耐震指標（以下「Is値」という。）が0.42で「震度6強」の地震で崩壊や倒壊する危険性がある建物と診断されている。市の地域防災計画では、学校の建物は災害時の避難所とされることから、より安全なIs値0.75以上に補強することが求められている。

また、児童数1人当たりの床面積が市内の小学校で最も狭く、卒業式等の学校行事の際に児童全員を体育館内に収容することができない状況となっている。

このため、地域防災計画に定める耐震性を有し、文部科学省による体育館整備必要面積算定基準による面積を確保する体育館を整備するものであり、これにより、安全性を確保するとともに学校行事を円滑に実施することができるようになり、良好な教育環境の確保に寄与すると考えられる。

駐車場については、非常勤を含む職員60人のうち52名が自動車通勤をしているが、同小学校が確保している駐車場の収容台数は42台分と不足しているため、駐車場に収容できない自動車は学校敷地内の通路部分等に分散駐車せざるを得ない状況であり教育環境に悪影響を及ぼしている。

また、来校者や児童送迎の保護者等の車両が駐車する場所がないため、路上駐車や一時停車等により付近の道路交通へも悪影響を及ぼしている。

このため、自動車通勤している職員や来校者、送迎の保護者等の自動車を収容することができる駐車場を整備するものであり、これにより、学校敷地内や周辺道路交通への悪影響が解消されると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214

号) や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、市立野村小学校近辺の3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境への影響等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本事業は、市の地域防災計画が求める耐震性を満たさず、児童全員を収容することができない狭隘な体育館を改築するとともに、駐車台数の不足がもたらす周辺への悪影響を解消するために駐車場を整備するものであることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所